字平松山　三五一番　十一号及び十二号
三五五番一　十三号
三五五番二　十四号
三四五番　十八号
三一八番　二十三号
二五八番二　十五号
字櫪山　二五八番一　十六号
二五九番二　十七号
二九七番　二十四号
字上烏土　一四五一番　二十七号及び二十八号
一四五〇番　二十九号
一四五四番　三十一号
字南烏土　四六五番　三十号
四五六番　三十二号
四四六番　三十三号
字下烏土　一八三番　三十四号
一九五番一　三十五号

○国土交通省告示第千四百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大川持谷左支

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市山城町大川持

字キヤノ谷　四一九番一　一号
四三四番四　二号
四二三番　三号
字大神　二五七番一　四号
字中　四一番　五号
字シン黒　三六番一　六号

○国土交通省告示第千四百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

イ　明治三十四年内務省告示第三十四号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

三重県名張市夏秋字片山

六三番三
六五番二
六六番及び六十六番一
六七番
六八番
六九番
七〇番及び七〇番一
七一番一から七一番三まで
七二番
七三番一から七三番三まで
七四番一及び七四番二
七五番一から七五番三まで
七六番一及び七六番二
七七番
七八番一
七九番及び七九番一
八〇番
八一番一及び八一番二
八二番一
八三番八四番
九〇番一
九一番
九二番一
九三番及び九四番
九五番一及び九五番二
九九番一及び九九番二
一〇〇番一及び一〇〇番二
一〇一番
一〇二番
一〇三番
一〇四番
一〇五番及び一〇五番一
一〇六番及び一〇六番一
一〇七番一から一〇七番三まで
一〇八番
一〇九番
一一〇番及び一一〇番一
一一一番一及び一一一番二
一一二番一
一一三番一及び一一三番二
一一四番
一一五番
一一六番
一一七番一及び一一七番二
一一九番一及び一一九番二
一二〇番及び一二〇番一
一二一番一及び一二一番二
一二二番
一二三番
一二七番
一二八番
一二〇番一及び一三〇番二
一三一番
一三二番
一三三番
一三四番
一三五番
一三六番及び一三六番一
一三七番
一三八番、一三八番一及び一三八番二
一三九番
一四〇番及び一四〇番一
一四一番
一四二番一
一四三番二
一五一番及び一五一番二
一五二番
一五三番
一五四番

ロ　明治三十四年内務省告示第三十四号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を明治三十四年内務省告示第三十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

三重県名張市夏秋字片山

二六番一地先道路敷　一号
三二番　二号
四二番　三号
五六番　四号
五三番　五号
九二番一　六号
一二八番地先道路敷　七号

○国土交通省
環境省告示第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、オオキンケイギク等の防除に関する件（平成十八年二月国土交通省環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、マカカ・キュクロピス（タイワンザル）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、マカカ・ムラタ（アカゲザル）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第四十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ケリュドラ・セルペンティナ（カミツキガメ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。